



医療機関版

NEWS LETTER

2019年6月号

税理士法人 吉井財務研究所

岡山県岡山市北区青江1丁目4番16号
 TEL : 086-226-5265 / FAX : 086-224-3051
<http://www.yoshiizaimu.co.jp>

Topic

外国人旅行者への医療提供の課題

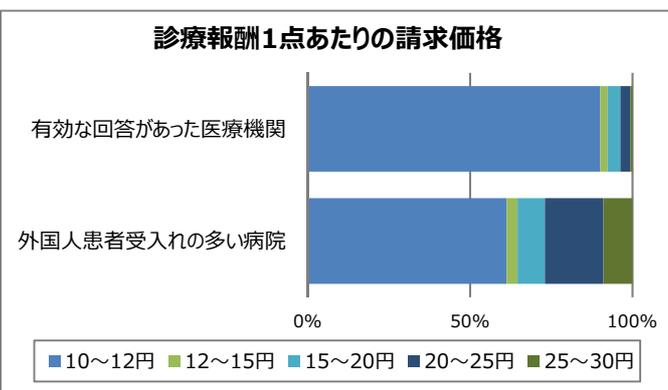


国が目指す観光立国、来年の東京オリンピック・パラリンピック、2025年の大阪万博と、外国人旅行者の増加が予想されますが、医療現場ではその受入れが課題です。今回は厚生労働省の調査結果^{※1}より、費用請求の実態に注目します。

1点あたりいくらを請求するか

自由診療である外国人旅行者の診療価格設定は悩ましい問題。調査では「訪日外国人旅行者の医療費をどう設定しているか」の問いに対し、90%が「1点あたり10円」と回答しました。

外国人患者受入れの多い病院（観光庁訪日外国人旅行者受入医療機関等）では、「1点あたり10円」との回答は61%に留まり、27%が「1点あたり20円以上」で請求しています。



参考：厚生労働省「医療機関における外国人患者の受入に係る実態調査」の結果（概要版）

外国人旅行者の受入れには、言語対応や文化・風習への配慮等にも費用と時間を要します。しかし同調査によると、通訳料を別途請求している病院はわずか1%にすぎず、大半の病院において通訳料を請求していません。医療通訳の

費用は自由診療だけでなく、社会保険診療においても請求可能です。

また、外国人旅行者の診療に伴い発生する旅行者保険に関する事務費用や、診療・治療に必要な患者情報について、外国と連絡を取る際に生じる事務費用についても、患者へ請求をすることができます。

今回の調査結果を受け、厚生労働省は通知^{※2}を発し、この件の周知に取り組んでいます。

18.9%が未収を経験

回収についても課題が浮き彫りとなりました。昨年10月の1ヶ月間に外国人患者を受け入れた病院のうち、18.9%が外国人患者による未収を経験しています。

病院あたりの未収金の発生は平均8.5件、総額の平均は42.3万円ですが、中には総額が100万円を超える病院もみられました。

（※1）厚生労働省「医療機関における外国人患者の受入に係る実態調査」の結果（概要版）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000173230_00001.html

（※2）厚生労働省「社会医療法人等における訪日外国人診療に際しての経費の請求について（通知）医政総発0328第1号」
<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000497174.pdf>

診療科目別の一般診療所数の増減

厚生労働省の発表によると、全国の一般診療所数は10万施設を超えて推移しています。では診療科目別ではどうでしょうか。ここでは昨年12月に発表された調査結果※から診療科目別の一般診療所の数などをみていきます。

1万施設を超える診療科目は8つ

上記調査結果から、2017年と2008年の診療科目別の一般診療所数をまとめると、下表のとおりです。

2017年の施設数では内科が63,994施設で最も多く、施設数全体に占める割合は63.1%となっています。次いで小児科が19,647施設、消化器内科（胃腸内科）が18,256施設になりました。また、外科、循環器内科、整形外科、皮膚科、リハビリテーション科も1万施設を超えています。

10年間の増減は

次に2008年と2017年間の増減をみると、下表の一般診療所を除く39診療科目のうち、増加が20、減少が19となりました。

増加の中でも増減率が100%以上となったのが、腎臓内科、乳腺外科、病理診断科、糖尿病内科（代謝内科）の4つでした。減少では、気管食道外科、放射線科、感染症内科、消化器外科（胃腸外科）が20%以上の減少となりました。

貴院の診療科目の状況はいかがでしょう。

診療科目別一般診療所数の増減（施設、%）

診療科目	2008年	2017年	増減率	診療科目	2008年	2017年	増減率
一般診療所	99,083	101,471	2.4	気管食道外科	765	402	-47.5
内科	63,083	63,994	1.4	消化器外科（胃腸外科）	1,502	1,188	-20.9
呼吸器内科	7,779	7,813	0.4	泌尿器科	3,885	3,741	-3.7
循環器内科	12,963	13,057	0.7	肛門外科	3,541	3,113	-12.1
消化器内科（胃腸内科）	19,108	18,256	-4.5	脳神経外科	1,562	1,811	15.9
腎臓内科	873	1,962	124.7	整形外科	12,929	12,675	-2.0
神経内科	3,385	3,120	-7.8	形成外科	1,858	2,046	10.1
糖尿病内科（代謝内科）	1,908	3,870	102.8	美容外科	983	1,233	25.4
血液内科	314	445	41.7	眼科	8,403	8,226	-2.1
皮膚科	12,436	12,198	-1.9	耳鼻いんこう科	5,883	5,828	-0.9
アレルギー科	6,300	7,475	18.7	小児外科	333	369	10.8
リウマチ科	4,044	4,410	9.1	産婦人科	3,555	2,976	-16.3
感染症内科	502	397	-20.9	産科	400	351	-12.3
小児科	22,503	19,647	-12.7	婦人科	2,129	1,829	-14.1
精神科	5,629	6,864	21.9	リハビリテーション科	12,566	11,834	-5.8
心療内科	3,775	4,855	28.6	放射線科	4,970	3,367	-32.3
外科	15,289	13,076	-14.5	麻酔科	2,271	2,008	-11.6
呼吸器外科	145	150	3.4	病理診断科	27	56	107.4
心臓血管外科	323	386	19.5	臨床検査科	42	63	50.0
乳腺外科	364	796	118.7	救急科	30	56	86.7

厚生労働省「平成29年（2017）医療施設（静態・動態）調査・病院報告の概況」より作成
心臓血管外科には、循環器外科を含みます。

※厚生労働省「平成29年（2017）医療施設（静態・動態）調査・病院報告の概況」

全国の医療施設を対象にした調査です。ここで紹介した数値は、重複計上されていますので、診療科目別の一般診療所数を合計しても一般診療所数とは合致しません。詳細は次のURLのページからご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/iryosd/17/>

医療機関でみられる 人事労務Q&A



『飲み会でのセクハラは業務外でも対応の必要があるか』



ある職員から、先日開催した医院の親睦を図るための飲み会で、同僚からセクシュアル・ハラスメント（セクハラ）被害を受けたという相談がありました。このようなセクハラの問題にも、医院として対応が必要でしょうか。また、どのような対応が必要となるのでしょうか。



「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針」（以下、「指針」という。）（平成28年8月2日 厚生労働省告示第314号）には、セクハラが問題とされる職場は必ずしも通常業務を行う場所だけではないことが示されています。また、裁判例では当事者だけではなく事業主に対して損害賠償命令がされるケースもあるため、医院として対応することは不可欠と考えられます。

詳細解説：

国は、男女雇用機会均等法等によって職員が性的な言動により不利益を受けたり、就業環境が害されることを禁止しており、さらに指針において事業主が行うべき具体的な措置を示しています。

1. 職場以外でも対応が必要か

この指針において「職場」とは、職員が業務を遂行する場所としつつ、業務を遂行している場所であれば通常業務をしている場所以外、例えば打合せをするための飲食店、患者の自宅も職場に含まれるとしています。裁判例の大半が業務をしていない飲み会についても職場として判断しているため、職場として取り扱うことが現実的です。また、セクハラが起きてしまうと職員間の関係を悪化させ、業務に支障をきたしてしまうことは想像に難くないことから、職場内で起きたセクハラ事案と同様の対応が求められると考えられます。



2. セクハラ問題が起きた際の対応方法

職員から被害の相談があったにも関わらず医院が適切な対応を行わないと、職場環境配慮義務違反として損害賠償が求められる可能性があります。それを防ぐためにはまず、被害を受けた職員からその内容や状況を聞く必要があります。被害を受けた職員への状況確認の後には、加害者の職員にも事情を聞くようにします。また、その場を目撃した他の職員がいれば、状況をヒアリングすることも考えられます。

事実確認が済んだら、必要に応じて加害者の職員に懲戒処分を行うことを検討することとなります。

セクハラ問題は当事者同士の問題と考えられがちですが、医院が損害賠償を迫られたり、都道府県労働局の専門部署からは是正指導を受けることがあります。セクハラが起きないように、医院全体で日頃の言動から注意するように心がけるとともに、いざ問題が発生してしまった場合に速やかに適切な対応ができるようにしておきましょう。

事例で学ぶ 4コマ劇場

今月の接遇ワンポイント情報

『サービス提供の相手』



ワンポイントアドバイス

医療福祉は、総務省の日本標準産業分類では「サービス業」に分類されています。この“サービス”は幅の広い概念であり、日本標準産業分類では、単一の「サービス業」という分類項目ではなく、次によって分類項目が分かれています。

- ①誰に対して
- ②どのようなサービスを提供しているのか

参考：日本標準産業分類に関するよくあるお問い合わせ（平成26年10月作成）

それでは医療福祉では、誰に対してサービスを提供しているのでしょうか。ここでは接遇の面から、サービスを提供する“相手”は誰なのか、確認してみましょう。

今回の事例でアイさんは、業者さんであるドライバーさんとの会話の中で、あたかも友人と接するかのような会話を始めていました。これは、接遇の面から良い応対とはいえません。

接遇におけるサービスとは、奉仕・接待・貢献・支援などを意味していますが、医院としてこのサービスを提供する“相手”は患者様だけ、と限定するものではありません。

そこには業者さんはもちろん、営業マンやお客様、一緒に仕事をする周りのスタッフも含まれるのです。

接遇は、相手の立場に立った思いやりの心です。

つまり、いつ、どんな時も、相手にとって心地良いサービスを提供する。これが基本です。これを続けることにより、医療機関として、信頼され、ファンが増えるのです。

